

**令和4年度長野市市民農園（長野市大岡中ノ在家クラインガルテン）
募集要項**

1 農園の名称及び設置場所

名 称	設 置 場 所
長野市大岡中ノ在家クラインガルテン	長野市大岡中牧 683 番地 1

2 農園の概要

(1) 区画数

- ・ ラウベ（休憩小屋）付き農園 1 2 区画
- ・ 農園のみ 1 1 区画

(2) 区画面積 約 200 m²

(3) ラウベ

木造（ログハウス調）2階建て 面積=38.0 m²（11.5 坪）
休憩室 2・DK 1・テラス 1・トイレ・シャワーユニット
構造 一部オール電化及び玄関及びテラスの戸がオートロック式

(4) 共同施設（休憩棟）

木造平屋建て 342.81 m²
管理機・草刈機等を備えており、無料（燃料は自己負担）で自由に使用できます。

3 募集区画数

- ・ 農園のみ 10 区画（1・4・5・7・8・10・12・14・17・23）

募集期間：随時

4 使用期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日

5 使用料

1区画の年間使用料は、次のとおりです。

- ・ ラウベ（休憩小屋）付き農園 209,500円
- ・ 農園のみ 15,700円

ただし、条例の規定により使用料が変更されたときは、その額とします。

※ ご注意いただきたいこと

- ・ 使用料は、口座振替をご利用ください。毎年6月にお支払いいただきます。
- ・ ラウベに関わる電気・ガス・水道・汲み取り料金は、使用者の負担となります。
なお、各手続きは、使用者の責任において行っていただきます。

6 応募資格

応募者は、次の条件を満たすことが必要です。

- ・ 自ら農園を使用し、耕作できる者（家族・グループを含む。使用申込み時に指定していただきます）
- ・ ラウベ付き農園については、大岡地区及び市内の近隣中山間地域に住所を有し

ない者

- ・ 農園区画における共益部分の共同作業に従事できる者
- ・ 借入れた農園の景観を保全助長できる者
- ・ 地域住民と積極的に交流する意思のある者
- ・ 「長野市市民農園の設置及び管理に関する条例」、「長野市市民農園（大岡中ノ在家クライנגルテン）使用のきまり」等を遵守し、目的に沿った使用ができる者

7 使用のきまり

「長野市市民農園の設置及び管理に関する条例」、「長野市市民農園（大岡中ノ在家クライングルテン）使用のきまり」等を遵守してください。

主なきまりは、次のとおりです。

- ・ 農園における栽培作物は、自家消費のものに限定します。
- ・ 農園では、原則永年性の作物の栽培は禁止します。野菜や花等の作物でも、他の使用者の迷惑となるために禁止するなど、栽培方法について制限することがありますのでご了承ください。
- ・ ラウベは住居ではありませんので、長期滞在又は住所を移して住むことはできません（居住はできません）。
- ・ 使用期間は3年を1期契約とします。
- ・ 中途解約は原則として認めません。また、やむを得ず中途解約をした場合、納付済みの使用料は還付しません。
- ・ 中途契約された区画の使用期間は、使用を開始した月から2年を超えた年度末とします。

8 申込方法

- ・ 所定の申込書により、長野市地域・市民生活部大岡支所にお申込みください。持参もしくは郵送とします。
- ・ ラウベ付きは1区画、ただし、農園のみと合わせて3区画を限度に申し込みが可能ですが、使用決定後の辞退は認めません。

9 使用者の決定

- ・ ラウベ付き農園、並びに農園については随時募集とし、申込順に使用者を決定します。

10 申込み・問い合わせ先

長野市地域・市民生活部 大岡支所 市民担当

〒381-2703 長野市大岡乙287番地

TEL 026-266-2121

FAX 026-266-2012 E-mail: oooka@city.nagano.lg.jp